

令和6年度第2回宗像市介護保険運営協議会

議事録

日時		令和6年7月24日(水)午後6時00分～午後7時05分
会場		宗像市役所第2委員会室
出席者	委員 (五十音順)	麻生委員、今津委員、岩野委員【会長】、岡山委員【副会長】、乙藤委員、渋谷委員、田中委員、永戸委員、中村委員、廣橋委員、本郷委員
	事務局	林田健康福祉部長、福嶋保険医療担当部長、八木介護保険課長、橋本高齢者支援課長、松井福祉政策課長、安川健康課長、豊福主幹兼地域包括ケア推進係長、飯野高齢者サービス係長、山本健康サポート係長、浪瀬介護保険係長、西村審査指導係長、井上介護認定係長
会議次第		1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 自己紹介及び健康福祉部の体制について 4. 議題 (1)確認事項 ①議事録の作成について ②会議での発言について (2)審議事項 ①会長、副会長の選出について ②地域密着型サービス部会員選出について ③指定介護予防支援事業所の拡大について (3)報告事項 ①第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく施設整備について 5. その他 ・次回開催について 6. 閉会

1. 開会

【事務局】

本日はお忙しい中お集まり頂きましてありがとうございます。よろしくお願いいたします。

まず、事前に送付いたしました資料の確認をさせていただきます。お手元にございますか、確認をお願いいたします。資料番号は資料の右上に記載しております。まず、A4、1枚の「次第」、次に、A4 横、「第9期宗像市介護保険運営協議会委員構成表」、A4 縦、資料1「宗像市健康福祉部機構図」、A4 横、資料2「介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の委託先一覧」の4枚となります。また、本日配付しております資料が、A4 縦の「委嘱状」、A4 縦の資料3「第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく施設整備について」の2枚となります。資料は全てお手元にございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次第に沿って進めさせていただきます。まず、次第の1.開会ですが、本日の欠席者は事前に連絡をいた

だいております、姫野委員、平田委員、矢島議員の 3 名です。したがって、委員の過半数のご出席をいただいております、宗像市介護保険運営協議会規則第 5 条第 3 項により定足数を満たしていますので、会議が成立していることをご報告いたします。

2. 委嘱状交付

【事務局】

続きまして、次第の 2.委嘱状交付です。委嘱状の交付につきましては、本来であれば、伊豆市長から交付させていただきますところではございますが、本日、別件公務により欠席のため、机上に配付させていただいております。ご確認をお願いいたします。市長より委員の皆様へのメッセージを預かっておりますので、保健医療担当部長が代読いたします。

【事務局】

はい。よろしくお願いいたします。それでは市長から預かっておりますメッセージのほうを読み上げさせていただきます。

皆様方におかれましては、宗像市介護保険運営協議会の委員を快くお引受けいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。また、本日は公私ともに大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本市では、高齢者の増加が確実に見込まれる中、保健福祉サービスや介護保険事業等の充実に取り組んでいるところでございます。今年度からの「第 9 期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」におきましては、基本理念であります、「住み慣れた地域でともに生き、互いに支え合い、いきいきと安心して暮らせるまち」を目指し、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進、認知症施策の推進、介護保険事業の円滑な運営を目指した取り組みに努めていきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、これから 3 年間、それぞれの立場から忌憚のないご意見をご教示いただきますとともに、活発なご審議を賜りますようお願い申し上げます。令和 6 年 7 月 24 日、宗像市長、伊豆美沙子。代読。3 年間どうぞよろしくお願いいたします。

3. 自己紹介及び健康福祉部の体制について

【事務局】

続きまして、次第の 3、自己紹介及び健康福祉部の体制です。本日は、第 9 期委員での第 1 回目となりますので、委員構成表の上から順に自己紹介をお願いいたします。それでは、1 番の委員から順に、一言ご挨拶をお願いいたします。

<委員の自己紹介>

【事務局】

委員の皆様、ありがとうございました。続きまして、資料 1、宗像市健康福祉部機構図をご覧ください。健康福祉部の体制につきましては記載のとおりとなっております。介護保険運営協議会に係る部署については、事務局は介護保険課となります。高齢者の健康づくり、介護予防の推進、社会参加や自立と安心につながるサービスを担っている部署が健康課と高齢者支援課となります。また、健康福祉部の上位計画である宗像市保健福祉計画を担当している部署が福祉政策課となります。簡単ではございますが、以上の部署の職員で介護保険運営協議会を開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、順

に自己紹介させていただきます。

<職員の自己紹介>

4. 議題

(1)確認事項

①議事録の作成について

【事務局】

続きまして、次第の 4.議題(1)確認事項①議事録の作成についてです。介護保険運営協議会の議事につきましては、全て議事録を残しております。ホームページ上にも公開し、一般の方にも見ていただけるようにしております。議事録の作成方法につきましては、全文筆記、発言者ごとの要点筆記、会議内容の要点筆記の3種類の方法があります。これまでは慣例で発言された内容を全て文章に起こす全文筆記の方法をとらせていただいております。発言された委員の名前は伏せて公開させていただきますので、発言者が特定されることはありません。事務局としましては、今後もこの方法で議事録を作成させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

<委員承認>

【事務局】

はい。ありがとうございます。それでは、ご承認頂きましたので、全文筆記で対応させていただきます。また、議事録につきましては、署名委員を2名選任させていただき、作成後の議事録に署名を頂いております。これまでは慣例で会長と委員構成表の上から順に選任させていただいており、事務局としては、今後もこの方法で選任させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

<委員承認>

【事務局】

ありがとうございます。それでは、本日の議事録署名委員は、後ほど選出します会長と委員構成表の1番目の麻生委員を選任させていただきます。よろしくお願いいたします。

②会議での発言について

【事務局】

次に、次第の 4.議題(1)確認事項②会議での発言についてです。会議での発言につきましては、議事録作成のため録音させていただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

<委員承認>

【事務局】

ありがとうございます。また、この後に会長が選出されますと、会議の進行は会長が行うことになりますので、発言につきましては、挙手の上、会長の指名があってから発言をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(2)審議事項

①会長、副会長の選出について

【事務局】

続きまして、次第の 4.議題(2)審議事項①会長、副会長の選出についてです。運営協議会規則第 4 条第 1 項と第 2 項の規定により、この運営協議会に互選によって会長と副会長を置くこととなっております。どなたか推薦もしくは立候補はありますでしょうか。ないようですので事務局のほうから提案させていただいてよろしいでしょうか。

<委員承認>

【事務局】

ありがとうございます。これまでの慣例として、会長には医師会を代表してお越し頂いております岩野委員を、副会長には福祉分野に精通されておられる岡山委員を推薦させていただきます。よろしいでしょうか。よろしければ拍手をお願いいたします。

<委員承認>

【事務局】

ありがとうございます。それでは、会長は岩野委員、副会長は岡山委員と決定させていただきます。何卒よろしくお願いいたします。それでは、お二方につきましては、会長席、副会長席のほうに移動をお願いいたします。それでは、岩野会長、岡山副会長から一言ずつご挨拶をお願いいたします。

<会長、副会長挨拶>

【事務局】

それでは、これからの進行は会長をお願いいたします。

②地域密着型サービス部会委員選出について

【会長】

はい。始めたいと思います。皆さん、議事録作成上発言される方は、ご自身のお名前を必ずおっしゃってから発言をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

審議事項(2)地域密着型サービス部会委員選出について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

はい。まず、地域密着型サービス部会の委員の役割を説明いたします。市が所管しております地域密着型サービス事業所、いわゆるグループホーム等が該当いたしますが、この事業所の指定や指定の更新などが主な審議事項になります。運営協議会規則第 6 条第 2 項により、会長が部会委員を指名することとなっております。会長いかがいたしましょうか。

【会長】

はい。事務局案は何かございますか。

【事務局】

はい。事務局案を提案させていただきます。地域密着型サービス部会委員については、岡山委員、渋谷委員、田中委員、姫野委員、平田委員、広橋委員の 6 名にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

か。なお、本日欠席されておられます姫野委員、平田委員につきましては、事前に事務局案として提案させていただくことについて承諾を得ております。いかがでしょうか。

【会長】

はい。ただいま提案がありましたが、皆様よろしいでしょうか。

<委員承認>

【会長】

はい。ありがとうございます。それでは、選出された委員の皆様よろしくお願いいたします。

③指定介護予防支援事業者の拡大について

【会長】

次の審議事項(2)③指定介護予防支援事業者の拡大について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【事務局】

事前にお配りしてます資料に、この一覧を使いながら、ご説明を差し上げたいと思います。

まず、前段として、今回この議題の中でご意見をお伺いしたいと点ですが、要支援者へのケアプラン作成業務について、法改正に伴い指定対象が広がりました。そこで、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との委託契約関係について整理を行ったところです。この点について、本運営協議会におきまして、改めて、ご意見を伺うものです。

まず、この要支援者へのケアプラン作成業務ですが、今までは地域包括支援センターのみが支援を実施しておりまして、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが関与する場合は、地域包括支援センターとの委託契約に基づいて支援業務を受託する、というものでした。この受託状況をまとめたものが、事前配布しております資料 2 の委託先一覧となります。こちらの一覧表を改めてご覧いただきまして、1 番左側の番号の次にある特定事業所加算のあり・なし、そして所属介護支援専門員の人数、そして事業所名とあります。この事業所名に書かれてるところが今宗像市内にあります居宅介護支援事業所となります。項目名、右にずれていきまして吉武・赤間・赤間西、自由ヶ丘、河東、南郷・東郷、日の里、玄海・池野・岬・大島、この 6 項目が、各地域の地域包括支援センターとなります。要支援に認定された方へのケアプラン作成は、6ヶ所の地域包括支援センターがまず担うということになりますが、一部、介護保険法に基づき、その業務を委託することができる、とされておりますので、例えば、当初要介護で認定された方が更新で要支援に認定された場合など、ケアマネジャーが引き続き支援した方が良いという場合も多々あります。そういった場合に、地域包括支援センターが、もともとの担当のケアマネジャーに予防プランの作成等について委託する、という形で想定されておりました。その現時点での委託先一覧をまとめたものが、この一覧表ということになります。居宅介護支援事業所の人数ですとか規模、あるいは、地域包括支援センターとの関わりなどに応じて委託を受けてる事業所、委託を受けてない事業所、というところではばらつきはありますが、基本的には、地域包括支援センターが要支援認定された方のプラン作成を行って、一部、ケアマネジャーに委託をしている、という状況にあります。この一覧表の上段部分が宗像市内の事業所への委託状況、下段が宗像市外の事業所への委託となります。

今回の国の法改正に伴いまして、要支援者へのケアプラン作成業務については、直接、居宅介護支援事業所が指定を受けて実施することができるようになりました。つまり、地域包括支援センターからの委託を受けずに、ケアマネジャーが直接、要支援者の支援にあたるということができるようになっております。もともとその要支援者へのケアプラン作成、業務というのは、介護予防支援、あと、第 1 号支援事業と大きく

2 分される状況でありました。今回の法改正で、この介護予防支援については、ケアマネジャーが、直接、担当していくことができるようになるのですが、一方で、第 1 号支援事業に係る部分は、依然として地域包括支援センターがのみが担当できる、という状況になっております。今回の改正でケアマネジャーが直接、要支援者への支援をできるようになったところではありますが、依然として地域包括支援センターからの委託を受けて実施をしないといけないという部分が残る、ということになります。そこで、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託契約関係を整理するとともに、その整理状況について運営協議会の中でご意見をいただければと思っていますところです。

どのように整理をするかということですが、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との契約のタイミングについて、利用者ごとの都度都度、個々の契約を実施していくのではなく、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への 1 度の契約をもって、引き続き支援を実施できるようにする、という整理で考えております。ですので、これは昨今の文書負担軽減の観点にも沿うものと考えておりまして、少しでも契約事務等の文書負担を減らしていくことにつながるのではないかと考えています。

あと、今回の法改正に伴い国が示している留意事項におきましても、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との 1 度の契約で、継続的・包括的に委託を行うことも差し支えないとされておりますので、このように、要支援者へのケアプラン作成について、委託が発生する、委託の必要性が出たときには、その都度都度、個別個別の契約を行うのではなくて、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との間で一度契約しておけば、あとは引き続き支援できるという体制を組めればと考えております。以上、説明となります。ご意見を頂ければと思います。よろしくお願いします。

【会長】

はい。質問意見ををお願いします。委員をお願いします。

【委員】

宗像市としてはできるだけ多くの居宅と包括との契約を結びたいということではよろしかったですか。

【事務局】

これは、今回、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との間での契約数を延ばすということではなく、例えば要介護認定を受けていた方が要支援になったときに、担当ケアマネジャーが地域包括支援センターに移ることなく、引き続きケアマネジャーが要支援の方のケアプラン作成をする、ということも可能なのですが、それには地域包括支援センターからケアマネジャーに委託をするという、事務が必要となります。ただ、これをケースケースで都度都度委託をするというのは余りにも負担が大きくなり過ぎると考えておりまして、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の事業所同士で一度契約をすれば、あとは、都度発生するケースについては、この契約をもとに支援をしていく、という形がとれれば、と考えているところです。

【委員】

だから、宗像市が自立支援を促していくために、個別ケア会議であつたりとか、いろんなものが活性化される上ではやっぱり一般の居宅の方の、協力体制というかですね、そこはやっぱり絶対大事だと思いますので、その手間はやっぱり省けるほうがいいんじゃないかなと思います。

【事務局】

はい、ありがとうございます。

【会長】

ほかに質問ないでしょうか。

【委員】

基本的な質問になってしまいますが、今のご説明だと、プランを受けている方、その個人について、移動する度に契約をし直すのではないということですか。事業所に移る移らないとかいうことは。

【事務局】

はい、介護保険課西村です。契約ということに関しては、実は大きく二つのシーンがありまして、一つが今議題に上げさせていただいてます地域包括支援センターが業務をケアマネジャーに委託するという契約です。もう一つ、利用者と支援者との間の介護保険サービスにおける契約というものがあります。これは、ケアプランをつくるに当たって、利用者の方が、ケアマネジャー、あるいは地域包括支援センターの職員、厳密には事業所ですが、利用者と事業所の契約というのがあります。この利用者と事業所との契約については、やはりその都度必要になってくるところです。これとあわせて、要支援者へのプラン作成というのは、本来は地域包括支援センターが行うところですが、地域包括支援センターが市内の居宅介護支援事業所に要支援の方へのプラン作成を委託する点について、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとの間で1度契約をしておけば、都度発生する利用者の要介護から要支援への移動に伴う担当の組替えというのは、契約事務においては1度で済ませられるとい趣旨になります。

【委員】

今ずっと説明されてるのは、その話ですか。

【事務局】

はい。事業所同士の契約についての話になります。

【委員】

分かりました。

【委員】

麻生です。ちょっと変な質問になるかも知れませんが、やっぱり事務がなくなるというのは非常にいいところだろうと思うんですけど、これって現場のもう地域包括支援センター、あるいはケアマネジャーはご存じですか。こういう事務処理になるということとは。

【事務局】

はい、基本的には把握されていらっしゃるかと思います。

【委員】

いや、諸問題がこのほかにもある。何かこう、関連する問題や弊害が出てくるところがないかななんてちょっと考えたものでですね。そこも現場のほう知ってあるんだったら、そっちのほう事務が簡単になるかいいのですね、それともう一つちょっと質問です。個々の数を見ていきますとですね、各それぞれの地域包括支援センターが、外部に出されとる数というのがかなりムラがあると思うんですけど、これの要因が、自分のところの包括の事業所で処理できとるものなのか、あるいは、この地域はものすごくそういう該当者が多いものなのかどっちかなというところがあって、すいません。よろしくお願いします。

【事務局】

この表を見ていただいた自由ヶ丘がかなり委託している部分が多いかと思いますが、自由ヶ丘包括支援センターの職員が少ないということがありまして、やはり地域包括支援センターだけではその業務が対応できないということで委託件数が多くなっております。以上です。

【会長】

ほかにはないでしょうか。

【委員】

はい。先ほどのお話にちょっと戻らせていただくんですけど、利用者等居宅でもともと要介護の方が要支援になられた場合の、ケースごとの委託契約を必要なくする、1 回だけの委託契約で、現時点でも包括さんから委託契約を受けるの一度の契約で委託を受けているような状況なんですけど、それを踏まえるとそこまで手間は変わらない、居宅側からするとですね、変わらないのかなあっていうふうに感じたのが 1 点と、あと利用者と居宅の間での契約っていうのは、もちろん要介護の時点で取り交わしているものではあるんですが、要支援になった場合、新たに契約の取り直しの必要性が、それはその法人さんであったり企業さんの方針っていうところにお任せするっていう形になってくるんですかね。

【事務局】

はい。まず 1 点目ですが、今回の法改正に伴って、一部、ケアマネジャーが直接指定を受けて、要支援者への支援ができるようになるのですが、依然として地域包括支援センターとの委託契約が必要になるケースが残ってくるので、そこを改めて、この機会に整理をさせていただいて、運営協議会の中でご意見をいただくためにこの議題を設定させていただいたところです。

おっしゃられるように劇的に手間が軽減されていくということは、ないというのは認識してるところですが、逆に、個々の契約を結ぶことで手間を増やしていく、ということがないようにしたい点が1つです。

あと、2 点目の利用者と事業所との契約関係に関しましては、要支援のプラン作成について改めての契約を必ず取り交わさないといけないというところまで考えておりません。

【委員】

ありがとうございます。今回の法改正についてはやっぱり居宅側でも結構議論には上がっていて、どちらかというと、宗像市の特定事業所を持ってるケアマネジャーここにも、出ているように、余り積極的には要支援者を引き受けられない現状があるっていうところですね。これは、特定事業所加算を算定するための要件とかにも関わってくるっていうところも一つあるんですけど、今回のこの直接契約っていうところが入ってくると、もちろん給付管理とかも、これまでは委託契約で受けていた場合は包括さんが給付管理をしてくださっていた、っていうところであったりインテークの部分も包括さんがしてくださっているっていうところが全て直接居宅で担っていかないといけないっていう問題が発生してくるので、今おっしゃってる委託契約の部分のみならず、業務負担っていうのはすごく居宅のほうに大きくかかってくるので、そのあたりについてはもう少し精査をして、行政としてでも少し、何ですかね、フォローしていただける部分とかがあればいいなというふうには考えています。よろしくお願いします。

【事務局】

はい、ありがとうございます。

【会長】

はい。ほかにありますでしょうか。

【委員】

自由ヶ丘包括の委託先が、赤間ですね、非常に多いという件ですね。何かこれは経営者が同じ宗像病院経営の包括はそうですね。その関連と、もう、これまた変なこと言いますけど、赤間包括と、赤間病院ですね、関連とか、そういう関連で、何か問題はないのでしょうか。

【事務局】

今ご指摘頂きました自由ヶ丘包括の委託先が居宅介護支援センター赤間について、こちらは運営法人は同一ということになります。久寿福社会様のほうで地域包括支援センターの業務を受託していただいているところですが、連携がとりやすい、とか、内部で職員の異動等も可能な中で、委託件数としてこのような状況があります。この点に関して、利用者に不利益になるとか、そういったところに関しては、直接は問題ない、と考えているところです。ただ、冒頭、状況についての報告で、自由ヶ丘地域包括支援センターの職員が若干足りない、ということが原因にありますので、この点に関しては、早急な解消が必要と認識しているところです。

【会長】

ほかに質問ありませんでしょうか。ちょっと私からいいでしょうか。はい。個々の委託契約の申請の時期は随時でいいんですか。事例が発生したらもう一旦委託をして、1 回契約してしまったらそれからずっと委託関係は続くと。

【事務局】

はい。随時となります。

【会長】

それでは、今ここに印がない箇所も、対象の利用者さんがでたらそのときに委託申請でいいということですかね。

【事務局】

はい、それで結構です。

【会長】

あとちょっと事例に関して、ちょっと気になってないところが。要介護者が要支援になったっていう事例を挙げられましたけど、全く新規ですね、僕らがよく見るのががん末期の人、最初要支援のなんですけどあつという間に要介護者になるっていうことを見越して最初から居宅介護っていうのは、それはありなんでしょうか。今までそういうケースはあったんですが。

【事務局】

ケースによってはあり得ると思います。実際に認定申請中で、支援が出るのか介護が出るのか分からないというケースも多々あるかと思います。そういうときにはもう、どっちになってもすぐ動けるように見越して、契約をすることはあり得ます。

【会長】

次に、地域包括支援センターと居宅介護事業所のお二方がでてこられて、どっちかが、損しちゃうんですね。内容によっては、出てきたけどもうお役目御免になるので。経過を皆さんかなり読めているので、地域包括センターじゃなくて、最初から慣れている居宅介護支援事業所がいいのと思ったことが、今まであります。これからも、委託が OK なのであれば、もう、居宅介護事業所だけでいいのかなっていう気がしています。はい。どうでしょうか。

【事務局】

はい。ケースによってはそういう場合もあり得るかと思います。ただ、今回法改正が入ってはいるのです

が、とはいえ、地域包括支援センターの関与を全くゼロにするということではなくて、要支援者への支援というのは引き続き、地域包括支援センターが主導して、関与していくという大前提がありますので、そういった意味では、地域包括支援センター抜きで、居宅介護支援事業所が単独で動くというケースはまだ少ないのかなと思っています。

【会長】

はい、分かりました。

【委員】

ちょっと今のご質問についてちょっと補足をさせていただきたいんですけど、私もコールメディカルさんとお仕事させていただくことは多々ありまして、今おっしゃってるケースっていうのも、もちろんこれまでに経験はしてきてるんですが、先ほど言った今委託契約を受けている今、6つの包括が宗像市の中にはあるんですけど、居宅としてはそれぞれと今委託契約を結んでるような状況で、うちの事業所も6つある中の、実際4か所としか契約を結んでいない状況なんですね。恐らく、それぞれの事業所さんによって、結んでいるところと結んでいないところっていうのがあって、結んでいないところは、万が一暫定で引き受けた場合に、要支援が出てしまうと、居宅が担当できなくなってしまうっていうことが生じてしまうので、その場合どうなるかという、ご利用者様に全額自費で負担していただくか、もしくはケアプランの自己作成をしていたかなきゃいけないということが生じるので、恐らく地域包括支援センターの方と一緒に動いているっていうような状況になってるのかなと思います。今回の直接契約のお話もそうなんですけど、やっぱりそういうことが、事業所によってばらつきがあるっていうところはとても問題だと思いますし、利用者様も混乱されるし、もちろん周りの事業所さんも混乱されることかなっていうふうには思うんですが、なかなか、現在の制度上統一をすることはできないところではあると思うんですよね。その辺りはどのようにお考えでいらっしゃいますか。もう、このままの状況ではある。ていうことですね。もう自由にそこそこの地域包括支援センターと契約を結んでいっててことですね。先ほどダイレクトで暫定の方、もう居宅だけで持てるようにっていう話も、委託契約結んでるところであれば、ダイレクトに居宅が担当して、要支援が出て私たちが持ちます。っていうふうに言うことができるんですけど、そうでない事業所さんとかであれば、それが難しいっていうふうになるので、今その地域包括支援センターさんが、ケアマネジャーを選定するときから、そういうことを見越して選んで声をかけていかないといけないのか。そうすると依頼する居宅の幅も狭まってしまうので、今度引受けしてもらえる場所が少なくなるっていう問題が生じてくるとは思うんですよね。何かこう、それだけじゃない問題がたくさんあるかなっていうふうには感じてるんですが。

【事務局】

今ご指摘頂いたところは、まだ十分に整理できてないところかと思います。今後、指定事務を担っていく介護保険課と実際地域包括支援センターの運営を所管していく高齢者支援課とで協議しながら、あと各居宅支援事業所の皆様、包括支援センターの職員の方々と、そこはもう少し詰めさせて、協議させていただければと思うところです。

【委員】

例えばですね、ちょっとよく思うのは、ターミナルの方とかを案件としてご依頼を引受けしたときに、地

域包括支援センターの方から依頼が来るので、もう今日・明日にでも動いてくださいってというような依頼できます。こちらでも今日・明日動ける人がいれば動けるんですけど、どうしてもないっていうときはお断りをせざるを得ない現状があったりするんですよ。もちろん委託契約を結んでるかどうかっていうところも考えながら動かないといけないので、例えば、委託契約を結んでない地区から依頼があって、空きがありました。委託契約結んでる暇がないけど引き受けたいっていうときに、一旦引き受けて暫定で支援が始まって、そのあと要支援が出たときに、委託契約を受けるっていうケースとかってあるんですか。それができればまたちょっと変わってくるかなと思ったんですけど。

【事務局】

介護保険課では、その事例は持ってないところです。

【委員】

ちょっとそういうところも柔軟性が出てくれば、少し対応の仕方も変わってくるでしょうし、今言った課題が少しでも解決することができるのかなと思いますので、その点についても今後検討していただけたらと思います。

【事務局】

はい、ありがとうございます。

【会長】

特に、自己委託契約あったほうが、あればありがたいなっていう気がするんですけどね。もちろんそれは検討していただいて。

【事務局】

委託契約のタイミングについて、もう少し整理させていただきたいと思います。

【委員】

ほかの地域ですけども人口 4 万 5000 人ぐらいの地域なんですけど、もう居宅を廃業するとか 4 か所なくなったとか最近聞いたんですけど、この1つ目の質問がですね、この宗像市内にある居宅介護支援事業所は、この資料 2 のところが全てではないという理解でいいんですか。つまり、これ以外も自由にあるのであれば、委託をしていくのかっていうご質問が 1 点目でございます。それと、介護報酬の点について、多分介護報酬ばらつきが、ケアプラン作成料ですけど予防のほうは恐らく安いはずですけども、総体的に言えば、その中で、積極的に予防を受けてくださる事業所、ケアマネ事業所等ほどの程度見込んでいて、あと、宗像市は確か、去年の会議で保険料も安く抑えてる地域だと思うんですけど、予防プランのもし仕事が増えるのであれば、何か加算とかそういう何か、補助とかそういうのは考えてないのかっていうご質問でございます。

【事務局】

はい。まず 1 点目の市内の居宅介護支援事業所ですが、この一覧に掲載してるものが市内の全居宅介護支援事業所となります。23 事業所です。あと 2 点目の介護予防支援を受けていただく時に、市として何か加算などはないかという点ですが、この点、特段市独自の加算というのは、今の時点では想定はしておりません。あと、委託料に関しましては、委託料は自治体ごとばらつきがあるところなんですけど、連携加算については全て、居宅介護支援事業所にお渡ししてるという状況はあります。他自治体では、包括と居宅がその連携加算の部分は折半するということもあるのですが、宗像市においては、連携加算で入ってくる部分は委託料に全部オンして、全額居宅介護支援事業所のほうにお渡ししています。以上です。

【会長】

ほかに質問はないでしょうか。いいですか。

③第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく施設整備について

【会長】

はい。それでは、次の報告事項③第 9 期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく施設整備について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

はい。当日配付の資料 3 をご覧ください。第 9 期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく施設整備についてご報告させていただきます。地域密着型サービス事業所の公募を第 9 期で予定しております。資料 3 の下、四角囲みのところに介護保険事業計画から抜粋した内容を掲載させていただいてるところですが、事業所の区分としましてはこの看護小規模多機能型居宅介護という事業について、公募を予定しております。事業所公募数は 1 事業所、市内 6 圏域の中で、圏域は自由ということになります。公募対象者は法人のみということになります。社会福祉法人あるいは株式会社など、法人種別は問わないところです。最後、裏面の開設までの流れですが、年度内の指定を目指してスケジュールとしているところです。

まず、直近、今月の末、7 月 31 日に、宗像市高齢者福祉施設等運営事業者選考委員会を開催する予定となります。選考委員会の中で、募集要領及び、選考基準等を検討する予定となります。この選考委員会にあたっては、また後ほどお諮りさせていただければと思いますが、本運営協議会の中から 2 人、選考委員に入っていただきたいと考えています。

スケジュールに戻りまして、看護小規模多機能居宅介護を実施する事業者の公募を 9 月 1 日開始で予定しております。市のホームページに概要を掲載する予定としておりまして、このホームページの公開をもって、広く周知という形をとらせていただければと思っております。9 月 30 日を申込意向確認書の提出期限、12 月 16 日、年内を応募書類の正式な提出期限と設定しております。1 月の間に介護保険課ので応募事業所への書類審査ヒアリング等をさせていただきまして、翌 2 月に選考委員会による審査ができればと思っております。選考方法はプロポーザル方式となります。3 月に事業者決定、3 月もしくは年度明けて 4 月から事業開設の準備にあたりまして、翌年度令和 7 年度中に指定及び開設ができればと予定しているところです。以上、報告となります。あわせて、先ほどお伝えさせていただきましたとおり、お諮りしたい事項が事業所の選考に伴いまして、その選考委員を、お二方、運営協議会の中から選出いただければと思うんですが、立候補される方、あるいは推薦等ありましたら、ご意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。

【会長】

はい。ご意見。選考委員になりたいとかありませんか。

【事務局】

もしなければ事務局案をお諮りしたいと思うんですが、いかがでしょうか。では、事務局案としましては、岡山委員、廣橋委員、先ほどの地域密着事業所部会部会の委員 6 名の中からから、お二方、当事務局案としてご提示させていただきたいのですがいかがでしょうか。

【会長】

いかがでしょうか皆様、はい。よろしければ拍手でお願いします。では以上、資料3の説明を終わります。

<委員承認>

【会長】

岡山委員、廣橋委員、どうぞよろしくお願いいたします。

5. その他

【会長】

はい。5. その他について事務局、委員から何かありますでしょうか。

【事務局】

では、事務局から今後のスケジュールについてご案内させていただきます。先ほどの説明にもありまして、高齡者福祉施設等運営事業者選考委員会につきましては、7月31日水曜日に開催いたしますので、委員の皆様は出席をお願いいたします。また、公募の状況に応じて地域密着型サービス部会も開催させていただくこととなりますが、日程等は改めてご案内いたします。次回の介護保険運営協議会につきましては、今年度はもう開催がなくて、来年の6月頃に開催する予定となっております。開催日につきましては事前に日程調整を行った上で開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

【会長】

ありがとうございます。ほかに何かありませんでしょうか。

【委員】

全体的な話しのところなんですけど、今お聞きするともう委員会も今年度いっぱいいないような感じでしょうから、一つ提案として、やっぱり今からやっぱり人手の問題は、かなりもう重々承知だろうと思うんですけどね、いろんな資格取得に対しても、宗像市のバックアップが介護のほうには結構あってですね。ただ、それだけでは追いつかない、やっぱりシステムのなところ、例えば地域包支援システムであっても、そういう共通データベースを持って、ワンストップで管理できるようなもの等含めてですね、やっぱりケアプランを立てる、そしてそのあとのバックアップをするようなものがないと、やっぱりこの今からの爆発的なニーズに対応できないんじゃないかなと思うんですよ。これ長い期間をもって、議会などで予算をつけていただいて、そのシステムソフトを選別するなり、ほかの地域を参考にするなりして、私たちもちろん探しますし、何かそんなことができれば、もう少しこう明るい、働く人たちにもいいんじゃないかなと思います。

それともう一つ、施設整備で地域密着のこういう施設を建てるにしてもこれも宗像市権限で多分やっていくことだろうからですね。例えば兼務、そういったものももう少し考慮しながらやっていかないと、もう国の基準に準じたようなものでいくとですね、なかなか、兼務ができなくて施設が開設できない。そういう状況も出てくると思うんで、あとはもう待機者がどれぐらいいらっしゃるかというのもちょっと私も、そこら辺が気になるところではあるなと思うんですね。そういうことで、こういったものもシステムの中で、日頃から、今開設している施設のほうから待機者を把握するとか、そういうシステムも必要なんじゃないかなと思います。北九州のほうでもう既にやっていますのでですね。ちゃんと地域に合った施設整備をやっていくということにつなげていかれたほうがいいんじゃないかなという気がして発言させていただきました。ありがとうございます。

【委員】

関連して一点。ちょっと看護学部とか福祉の学生に教えていて、その点は大体ニーズ調査をしてるんですけど、看護師の場合はですね、やっぱり待遇とか奨学金返済制度があるとかですね。そういう制度も結構望んでいまして、それをバックアップするとですね、多分人材が来るのかなと。大体どういう待遇だったかという傾向がありますから、というところも、今おっしゃったところで把握するのもいいかなと思います。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。人材確保につきましては、市のほうも、喫緊の課題と捉えておりまして、今年度から、ちょっと遅いかもしれませんが、本格的に、市を挙げて人材確保に取り組もうということで、取り組みを始めている部分がございます。確保についても、システムも含めて業務を効率化することでも大切だということも、重々承知しておりますので、今後も皆さんからのご意見頂きながら、新しい施策を、皆様を支援する施策を提案できたらと思います。システム等、何かいい事例などをご存じでしたらこの運協の場に限らず、電話とか来られた時でも構いませんので、情報提供していただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

ちなみに何かその人材確保の施策として、何かどこを見たら分かってあるんですか。ホームページでこんなことしてますよって書いてますとかですね。

【事務局】

宗像市の介護保険課のホームページのほうには、準備ができた施策につきましては、順次アップしておりますので、どうぞご覧ください。

【委員】

長くなって申し訳ないんですけど、今人材確保の施策っていうところで、私も現場で働きながらちょっと思ったりすることあって、今、比較的ほかのところから人を集めようっていうような施策が多いなというふうに感じてます。ただ、この高齢社会で人口が減少しているっていうところを考えると、やっぱり地域で人材を育てていかないといけないっていうところは、注目していかないといけないのかなっていうふうに感じてます。何も若い人ばかりではなくて、私もケースで関わらせていただく中で、例えばそのターミナルの方の介護をずっと 24 時間担ってきた方々が、その方がお亡くなりになられた後、その次の人生として、ご家族が働きたいっていうことが最近よく耳にするんですよ。そういった方に今ちょっと包括さんと連携して、何かこう働く、ヘルパーさんであったりとか、施設でも構わないので、場所がないですかっていうのをお尋ねしてるんですけど、もしよろしければ、そういう方々で大体年代が 70 代とか 60 代後半だったりとかされるんですけど、そういう方でも介護の経験とかを生かして働ける場っていうのがリサーチできてるのであれば、一覧表であったりとか、そういう情報をもっとケアマネジャーに頂けたら、地域の方がその地域で働いていける、私たちの将来の安心感にもつながってくるんですけど、そういう仕組みができていくんじゃないかなっていうふうに、常に考えてますので、良ければ、外から人を集めるっていうこともそうなんですけど、宗像市の中から人材をつくっていくっていうところも着目していただきたいなというふうには考えてます。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。資格取得するところからですね、支援したりですね。資格がない方についても、介護助手等でですね、活躍できるように地元の人材をちょっと掘り起こすようなこともですね、今後検討していきたいと考えておりますので、はい、よろしくお願いします。

6. 閉会

【会長】

ほかにないでしょうか。よろしいですかね。ほかになければこれで閉会といたします。皆様お疲れさまでした。